

北海道広域消防相互応援協定
運用マニュアル

全国消防長会北海道支部

運用マニュアル 目次

第1章 総則	
第1 趣旨	1
第2 用語の意義	
第3 災害の種別	2
第4 構成消防本部等	
第5 地区代表消防機関の任務	
第6 総括代表消防機関の任務	3
第7 代表消防機関代行の基準	
第8 指揮支援隊の任務	4
第9 地区指揮隊の任務	
第2章 事前計画	
第10 情報連絡体制	
第11 指揮支援隊の運用	
第12 地区指揮隊の運用	5
第13 応援隊及び資機材の登録	
第14 応援部隊編成計画	
第15 応援隊派遣計画及び受援計画	
第16 離島等に対する輸送体制	6
第3章 陸上応援	
第1節 応援要請	
第17 応援要請の事前措置	
第18 応援要請	7
第19 応援要請の代行の基準	8
第2節 迅速な出動体制の構築	
第20 応援可能隊の調査	
第3節 応援	
第21 応援隊派遣に係る事前準備	9
第22 派遣決定通知	10
第23 応援隊派遣に係る物資、携帯無線機等の携行	11
第4節 部隊運用	
第24 災害現場（集結場所を含む）到着時の報告等	
第25 指揮体制	

第 26	通信体制	12
第 27	部隊運用	
第 28	応援要請解除	14
第 29	現場引揚げ	15
第 4 章 航空応援		
第 1 節 応援要請		
第 30	応援要請時の事前措置	
第 31	応援要請	
第 32	要請側消防本部の事前準備等	16
第 2 節 応援		
第 33	航空派遣に係る事前準備	
第 34	派遣決定通知	
第 35	応援要請解除	17
第 5 章 訓練		
第 36	訓練の実施	
第 37	訓練の実施方法	
第 38	訓練の体系	
第 39	訓練の規模	
第 6 章 その他		
第 40	応援の始期及び終期	
第 41	応援の中断	18
第 42	応援が長期にわたる場合の協議及び報告	
第 43	帰庁報告	19
第 44	応援活動の報告	
第 45	災害概要の作成	
第 46	応援隊、連絡窓口等の情報交換	

第1章 総則

第1 趣旨

このマニュアルは、北海道広域消防相互応援協定(以下「協定」という。)第2条に定める災害が発生又は発生するおそれのある場合(以下「発災時」という。)、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)の消防本部が協定に基づく応援を迅速かつ円滑に実施するため必要な事項について定めるものとする。

第2 用語の意義

このマニュアルにおける用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 地区区分
協定第3条に定める地区区分をいう。
- 2 要請側消防本部
発災時において、応援を要請又は要請しようとする市町等の消防本部をいう。
- 3 応援側消防本部
応援の要請を受け、応援隊を派遣又は派遣しようとする市町等の消防本部をいう。
- 4 応援隊
協定第6条の規定に基づき登録し、応援の要請を受け派遣される指揮支援隊、地区指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊をいう。
- 5 応援部隊
応援側消防本部ごとに編成された消防部隊をいう。
- 6 地区応援部隊
地区ごとに編成された応援部隊をいう。
- 7 一時集結場所
地区において、一時的に応援部隊が集結する場所をいう。
- 8 集結場所
応援部隊が災害現場到着前に、災害の状況及び担当部署等の確認のため集結する場所をいう。
- 9 被災地消防本部
被災地を管轄する消防本部をいう。
- 10 指揮本部
被災地消防本部の指揮本部をいう。
- 11 指揮本部長
指揮本部の長をいう。

12 指揮支援隊

指揮本部長を補佐し、応援部隊に係る指揮が円滑に行われるよう指揮支援を行う隊をいう。

13 指揮支援隊長

指揮支援隊の最高指揮者をいう。

14 地区指揮隊

第2要請及び第3要請時に、地区応援部隊を統括し、活動を管理する指揮隊をいう。

15 広域消防応援隊長

単一又は複数の地区応援部隊の最高指揮者をいう。

16 広域消防応援隊現地指揮本部

広域消防応援隊長が設置する現地指揮本部をいう。

第3 災害の種別

応援に係る災害の種別は、次のとおりとする。

- 1 林野火災、高層建築物火災、危険物火災等で大規模又は特殊な火災
- 2 地震、風水害、噴火等で大規模又は特殊な災害
- 3 航空機事故、列車事故、交通事故、労働災害等で大規模又は特殊な事故
- 4 特殊（NBC）災害
- 5 その他の災害

第4 構成消防本部等

総括代表消防機関、地区代表消防機関及び構成消防本部は、別表1のとおりとする。

第5 地区代表消防機関の任務

地区代表消防機関の任務は、次のとおりとする。

1 平常時の任務

- (1) 総括代表消防機関及び地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地区内の応援隊の把握に関すること。
- (3) 地区内の事前計画の調整に関すること。
- (4) その他必要な事項

2 発災時の任務

- (1) 要請側消防本部との応援要請に係る連絡調整に関すること。
- (2) 地区内消防本部との応援隊派遣に係る調整（応援要請又は応援要請が予想される場合における応援可能隊の調査、派遣の準備及び準備の中断に係る連絡を含む。）に関すること。
- (3) 地区内消防本部との地区指揮隊の派遣に係る調整に関すること。
- (4) 第2要請及び第3要請時における指揮支援隊の派遣に関すること。
- (5) 第3要請時における総括代表消防機関との応援隊派遣に係る調整に関すること。

- (6) 応援要請、派遣決定通知、応援要請解除、情報連絡等の中継に関する事。
- (7) その他必要な事項

3 先行調査等

災害規模等から必要と認めるときは、要請側消防本部及び総括代表消防機関と協議の上、次により先行調査を行うものとする。

- (1) 必要な応援隊等を編成し、被害状況の情報収集を行うこと。
- (2) 先行調査により把握した災害情報は、要請側消防本部、総括代表消防機関に通報すること。

第6 総括代表消防機関の任務

総括代表消防機関の任務は、次のとおりとする。

1 平常時の任務

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関する事。
- (2) 地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関する事。
- (3) 北海道内の応援隊の把握に関する事。
- (4) その他必要な事項

2 発災時の任務

- (1) 北海道及び総務省消防庁との情報連絡等に関する事。
- (2) 地区代表消防機関との応援隊派遣に係る調整（応援可能隊の調査、派遣の準備及び準備の中断に係る連絡を含む。）に関する事。
- (3) 第3要請時における指揮支援隊の派遣に関する事。
- (4) 地区間の応援要請、派遣決定通知、応援要請解除、情報連絡等の中継に関する事。
- (5) その他必要な事項

3 先行調査等

災害規模等から必要と認めるときは、要請側消防本部及び要請側地区代表消防機関と協議の上、次により先行調査を行うものとする。

- (1) 必要な応援隊等を編成し、上空又は地上から被害状況の情報収集を行うこと。
- (2) 先行調査により把握した災害情報は、要請側消防本部、各地区代表消防機関及び北海道に通報すること。

第7 代表消防機関代行の基準

代表消防機関代行の基準は、次のとおりとする。

- 1 地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）を置く市町等が甚大な被害を受けた場合で、当該市町等の長が地区代表消防機関の任務を遂行することができないと認める場合は、被害を受けていない地区内の消防本部が任務を代行することとし、あらかじめ地区内で代行順位を定めるものとする。
- 2 総括代表消防機関を置く市町等が甚大な被害を受けた場合で、当該市町等の長が総括代表消防機関の任務を遂行することができないと認める場合は、被害を受けていない地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）が任務を代行することとし、

任務の代行順位は別表2のとおりとする。

第8 指揮支援隊の任務

指揮本部長を補佐し、災害に関する情報を収集するとともに、応援部隊に係る指揮が円滑に行われるよう指揮本部長の指揮の下、被災地における応援部隊の活動を管理することを任務とする。

第9 地区指揮隊の任務

別表1に掲げる構成消防本部が管轄する市町等において、第2要請又は第3要請があった場合、地区応援部隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮本部長の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における地区応援部隊の活動を管理することを任務とする。

第2章 事前計画

第10 情報連絡体制

消防本部間における災害情報等の連絡体制は、次のとおりとする。

1 連絡系統

連絡系統は、別表3のとおりとする。

2 連絡窓口

連絡窓口は、別表4のとおりとする。なお、連絡窓口に変更を生じた場合は、速やかに総括代表消防機関に連絡するものとする。

第11 指揮支援隊の運用

指揮支援隊の運用等については、次のとおりとする。

1 編成

- (1) 指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する4人以上で編成するものとする。
- (2) 情報の収集伝達・通信等を確保可能な装備等及び車両を備えるものとする。

2 出動体制

- (1) 別表1に掲げる構成消防本部が管轄する市町等において、第2要請及び第3要請があった場合又は協定覚書第5条に定める事象が発生した場合は、要請側消防本部及び総括代表消防機関と協議の上、要請側消防本部を管轄する地区代表消防機関の指揮支援隊が速やかに出動するものとする。
- (2) 要請側消防本部から第3要請があった場合、要請側消防本部及び地区代表消防機関と協議の上、総括代表消防機関の指揮支援隊が出動し、地区代表消防機関の指揮支援隊と調整し任務を行うものとする。
- (3) 総括代表消防機関の指揮支援隊は、地区指揮隊を統括し、広域消防応援隊長として指揮活動の管理を行うものとする。

第12 地区指揮隊の運用

地区指揮隊の運用等については、次のとおりとする。

1 編成

地区指揮隊は、災害等の情報収集伝達・通信等が確保可能な装備、車両及び隊員3人以上をもって編成する。

2 出動体制

別表1に掲げる構成消防本部が管轄する市町等において、第2要請又は第3要請があり、かつ、地区代表消防機関の長が必要と認める場合、当該地区代表消防機関は構成消防本部と調整し、地区指揮隊を出動させるものとする。

第13 応援隊及び資機材の登録

応援隊及び資機材の登録は、次のとおりとする。

1 応援隊の登録

(1) 消防本部は、地区代表消防機関と協議の上、応援隊を登録するものとする。

(2) 総括代表消防機関及び地区代表消防機関は指揮支援隊を、地区代表消防機関並びに当該代表消防機関の任務を代行する消防本部は地区指揮隊を登録するものとする。

2 資機材の登録

消防本部は、現有数をもって登録するものとする。

第14 応援部隊編成計画

消防本部は、応援要請に対応するため、次により応援部隊編成計画を策定するものとする。

1 消防本部応援部隊編成計画

消防本部は、応援隊の規模により部隊編成計画を策定するものとする。

2 地区の部隊編成

地区代表消防機関は、地区の部隊編成及び一時集結場所について、地区内消防本部と協議するものとする。

3 応援隊の装備及び資機材

応援隊の装備及び資機材は、消防本部における通常装備とし、災害の種別又は要請により特に必要とする資機材は、その都度追加するものとする。

第15 応援隊派遣計画及び受援計画

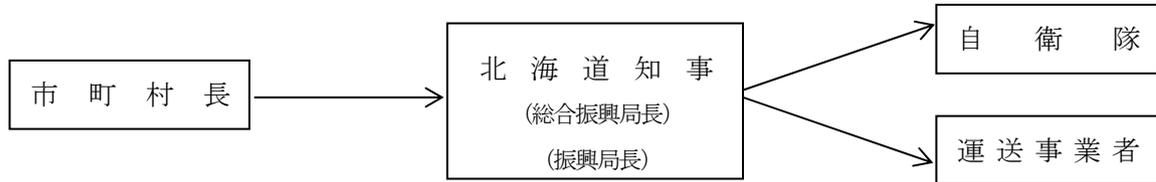
消防本部は、災害が長期化した場合に備え、別表5を参考に、災害内容、地域及び気候を考慮した上で、次による補給体制を確立し、応援隊派遣計画及び受援計画を策定するものとする。

1 食糧、燃料、現地活動用物品等補給物資の調達

2 宿泊施設等の確保並びに指揮本部及び活動拠点（宿営）における備品等の調達

第16 離島等に対する輸送体制

応援隊及び資機材の輸送が困難な離島、山間部等の地域について自衛隊及び運送事業者（自動車、港湾及び海上）に輸送の要請をする場合の連絡系統は、次によるものとする。



第3章 陸上応援

第1節 応援要請

第17 応援要請の事前措置

要請側消防本部は、発災時において応援要請の必要があると予測される場合、次の措置を講じるものとする。

1 災害状況の把握

応援側消防本部に連絡する災害情報に必要な次の事項を速やかに収集するものとする。

- (1) 災害の発生日時
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害の種別
- (4) 災害の状況（現況、拡大予想等）
- (5) 人的、物的被害の状況
- (6) 活動概要
- (7) 応援の状況（申合せ事項に基づく応援等）
- (8) その他必要な事項

2 災害情報の連絡

前1で収集した情報を災害情報として、次により応援側消防本部に連絡するものとする。

- (1) 災害情報の連絡系統
災害情報の連絡系統は、別表3のとおりとする。
- (2) 災害情報の連絡窓口
災害情報の連絡窓口は、別表4のとおりとする。
- (3) 災害情報の連絡方法
災害情報の連絡は、原則として災害情報を連絡する旨、有線又は携帯電話（衛星

携帯電話を含む。)で通報した後、災害情報連絡書(様式第1号)をファクシミリ又は電子メールで送信するものとする。なお、有線の不通時等にあつては、北海道総合行政情報ネットワーク(IP電話)により行うものとし、その連絡系統については、地区代表消防機関を中心に地区内消防本部で協議するものとする。

(4) 災害情報の通知事項

災害情報の通知事項は、災害情報連絡書に掲げる事項とする。

3 応援要請の準備

応援要請の準備として、次の事項について確認を行うものとする。

- (1) 要請する応援隊数及び資機材
- (2) 指揮及び通信体制
- (3) 補給体制等
- (4) その他必要な事項

第18 応援要請

市町等は、応援要請を行う決定をした場合は、次によるものとする。

1 応援要請の基準

応援要請の基準は、次のとおりとする。

(1) 第1要請

隣接(主要道路で隣接するものをいう。)する消防本部の応援を必要とする災害

(2) 第2要請

第1要請の消防力によつても災害の防ぎよが困難又は困難が予想される災害

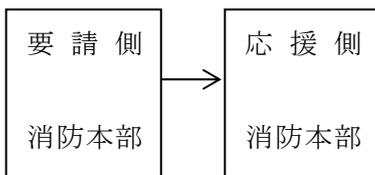
(3) 第3要請

第2要請の消防力によつても災害の防ぎよが困難又は困難が予想される災害

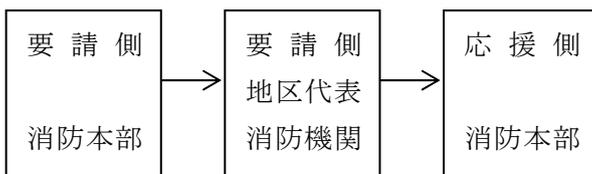
2 応援要請の連絡系統

応援要請の連絡系統は、次によるものとする。

(1) 第1要請



(2) 第2要請



(3) 第3要請



3 応援要請の連絡方法

応援要請の連絡方法は、次のとおりとする。

- (1) 応援要請の連絡は、別表3のとおりとし、ファクシミリ又は電子メールで行う場合は、広域応援要請連絡書（様式第2号）により行い、必要に応じて集結場所付近図を添付するものとする。
- (2) 応援要請の連絡窓口は、別表4のとおりとする。
- (3) 応援要請の連絡方法は、第17-2-(3)（災害情報の連絡方法）の要領によるものとする。

4 応援要請の通知事項

応援要請の通知事項は、広域応援要請連絡書に掲げる事項とする。

5 情報連絡

要請側又は応援側消防本部は、応援の状況、災害の状況等について相互に情報連絡に努めるものとする。

第19 応援要請の代行の基準

応援要請の代行の基準は、次のとおりとする。

- 1 地区内の市町等が甚大な被害を受けた場合で、当該市町等の長が応援要請を行うことができないと地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）を置く市町等の長が認める場合は、当該市町等の長が応援要請を代行するものとする。
- 2 地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）を置く市町等が甚大な被害を受けた場合で、当該市町等の長が応援要請を行うことができないと認める場合は、地区代表消防機関の代行消防機関を置く市町等の長が応援要請を代行するものとする。ただし、災害の規模等が広範囲に及ぶなど当該地区内で応援要請を代行することができないと他の地区代表消防機関を置く市町等の長が認める場合は、応援要請を代行するものとする。
- 3 総括代表消防機関を置く市町等が甚大な被害を受けた場合で、当該市町等の長が応援要請を行うことができないと認める場合は、他の地区代表消防機関を置く市町等の長が応援要請を代行するものとする。
- 4 総括代表消防機関を置く市町等の長は、地区代表消防機関を置く市町等の長と応援要請の代行について協議した場合は、その結果を他の地区代表消防機関を置く市町等の長に連絡するものとする。

第2節 迅速な出動体制の構築

第20 応援可能隊の調査

協定覚書第5条に定める事象が発生した場合の応援可能隊の調査は、次のとおりと

する。

- 1 地区代表消防機関は、協定覚書第5条に定める事象が発生した場合は、速やかに地区内の消防本部に対して、応援可能隊数の報告を依頼するものとする。
- 2 地区代表消防機関から応援可能隊数の報告依頼を受けた地区内消防本部は、速やかに応援可能隊数の報告をするものとする。
- 3 報告を受けた地区代表消防機関は、地区内の応援可能隊を取りまとめ総括代表消防機関に報告するものとする。
- 4 総括代表消防機関は、道内の応援可能隊を取りまとめ、北海道知事及び事象が発生した市町等がある地区代表消防機関へ連絡するものとする。
- 5 総括代表消防機関から連絡を受けた地区代表消防機関は、事象が発生した地区内消防本部に応援可能隊の調査結果を情報提供するものとする。
- 6 応援可能隊の連絡方法
 - (1) 応援可能隊の調査は、応援可能隊調査書（様式第3号）により、ファクシミリ又は電子メールで行うものとする。
 - (2) 応援可能隊の調査を行う連絡窓口は、別表4のとおりとする。

第3節 応援

第21 応援隊派遣に係る事前準備

応援隊派遣に係る事前準備は、次のとおりとする。

- 1 地区代表消防機関は、災害情報等により応援要請（第1要請を除く。）が予測される場合には、地区内の消防本部に対して応援隊派遣準備に係る連絡を行うものとする。
- 2 応援側消防本部は、災害情報等により応援隊の派遣が予測される場合、又は前1による連絡を受け、応援が可能と判断したときには、速やかに応援に係る事前の準備を行い、次の事項を確認するものとする。
 - (1) 応援の事前検討

災害情報連絡書により、次の事項を検討するものとする。

 - ア 災害情報の内容
 - イ 応援出動の可否
 - ウ 応援内容
 - エ 応援に必要な資機材等
 - オ その他必要な事項
 - (2) 応援準備

事前検討の結果により応援隊の派遣が可能と判断した場合は、次の事項を確認するものとする。

 - ア 応援隊の編成
 - イ 指揮及び通信体制
 - ウ 応援部隊の一時集結場所
 - エ その他必要な事項

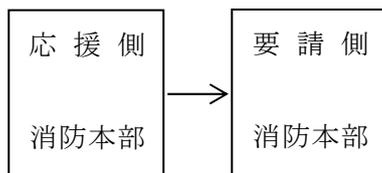
第22 派遣決定通知

市町等は、応援隊の派遣を決定した場合は、次によるものとする。

1 派遣決定通知の連絡系統

派遣決定通知の連絡系統は、次によるものとする。

(1) 第1要請



(2) 第2要請



(3) 第3要請



2 派遣決定通知の連絡方法

派遣決定通知の連絡方法は、次のとおりとする。

- (1) 派遣決定通知の連絡は、別表3のとおりとし、ファクシミリ又は電子メールで行う場合は、広域応援派遣決定連絡書（様式第4号）により行うものとする。
- (2) 派遣決定通知の連絡窓口は、別表4のとおりとする。
- (3) 派遣決定通知の連絡方法は、第17-2-(3)（災害情報の連絡方法）の要領によるものとする。

3 派遣決定通知の通知事項

派遣決定通知の通知事項は、広域応援派遣決定連絡書に掲げる事項とする。

4 応援部隊編成

地区代表消防機関は、応援側消防本部の派遣決定通知に基づき、応援側消防本部と協議のうえ部隊編成を行い、要請側消防本部に連絡するものとする。なお、ファクシミリ又は電子メールで連絡を行う場合は、応援部隊編成連絡書（様式第5号）により行うものとする。

- (1) 応援部隊編成通知の連絡系統は、前1のとおりとする。

(2) 応援部隊編成通知の連絡方法は、第17-2-(3) (災害情報の連絡方法) の要領によるものとする。

(3) 応援部隊編成通知の通知事項は、応援部隊編成連絡書に掲げる事項とする。

第23 応援隊派遣に係る物資、携帯無線機等の携行

応援隊派遣に係る物資及び携帯無線機の携行は、次によるものとする。

1 物資

(1) 応援隊が携行する物資は、別表6のとおりとする。

(2) 応援側消防本部は、別表6を参考として、概ね3日分の物資を応援隊に携行させるものとする。

2 携帯無線機

応援側消防本部は、携帯無線機(2機以上)を応援隊に携行させるものとする。

3 応援車両標示シート

(1) 応援部隊は、必要に応じて、応援車両標示シートを車両に掲示するものとする。

(2) 消防本部は、別図を参考として、応援車両標示シートを作成しておくものとする。

第4節 部隊運用

第24 災害現場(集結場所を含む。)到着時の報告等

応援部隊の最高指揮者又は広域消防応援隊長(以下「広域消防応援隊長等」という。)は、災害現場到着後直ちに指揮本部長に対して次の事項を報告するとともに、災害状況等の確認を行い必要な指示を受けるものとする。

1 報告事項

現場到着時の報告事項は、次のとおりとする。

(1) 応援部隊名及び最高指揮者の階級・氏名

(2) 応援部隊の種別及び隊数並びに資機材

(3) その他必要な事項

2 確認事項

現場到着時の確認事項は、次のとおりとする。

(1) 災害の状況

(2) 活動方針

(3) 活動中の応援隊の隊数及び活動概要

(4) 応援部隊の活動範囲及び任務

(5) 使用無線周波数

(6) 安全管理上の留意事項

(7) その他必要な事項

第25 指揮体制

消防活動の中核である指揮機能を充実するため、指揮体制を体系化し運用するもの

とする。

1 指揮体制

応援要請があった場合の指揮体制は、別表7のとおりとする。

2 広域消防応援隊指揮支援本部の設置

指揮支援隊長は、必要に応じて指揮本部と緊密な連携を図ることができる場所に広域消防応援隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

3 広域消防応援隊現地指揮本部の設置

広域消防応援隊長等は、必要に応じて広域消防応援隊現地指揮本部を設置するものとする。

4 指揮者等の標示

指揮本部長、広域消防応援隊長等、指揮支援本部及び広域消防応援隊現地指揮本部の要員は、消防本部名を明記した腕章等を着用するものとする。

5 活動等の報告

広域消防応援隊長等は、自己部隊の活動状況を随時、指揮支援隊長を経由し指揮本部長に報告するものとする。

第26 通信体制

通信機能を十分発揮するため、次のとおり消防救急デジタル無線を運用するものとする。

1 通信体制

災害現場の通信体制は、別表7のとおりとする。

2 無線統制

使用区分は、次のとおりとする。

(1) 統制波1、2、3

ア 指揮本部が広域消防応援隊現地指揮本部へ発する指示、命令等及び指揮本部に行う報告、通報等に使用するもの。

イ 指揮本部と要請側消防本部基地局間の報告、通報等に使用するもの。

ウ 緊急消防援助隊の応援等要請をした場合は、緊急消防援助隊指揮支援本部と使用波の調整を図るものとする。

(2) 主運用波

広域消防応援隊現地指揮本部と応援部隊間の指示、命令等及び報告、通報等に使用するものとする。ただし、主運用波を整備していない市町等での通信方法については、指揮本部長の指示によるものとする。

3 周波数別保有状況

消防本部の周波数別保有状況は、別表8のとおりとする。

第27 部隊運用

指揮本部長は、次により応援部隊を運用し、消防活動を効率的に行うものとする。

1 総括代表消防機関指揮支援隊及び地区代表消防機関指揮支援隊の活動

要請側消防本部からの要請に基づき、迅速に被災地へ赴き、指揮本部における応援部隊の指揮が円滑に行われるよう支援活動を行うものとし、主な活動内容は次のとおりとする。

- (1) 指揮本部長の補佐に関する事。
- (2) 指揮支援本部及び広域消防応援隊現地指揮本部（第3要請時）の設置及び運営に関する事。
- (3) 被災状況の把握及び整理に関する事。
- (4) 被災地における地区指揮隊及び地区応援部隊の管理に関する事。
- (5) 応援部隊の安全管理に関する事。
- (6) 緊急消防援助隊との活動調整に関する事。
- (7) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関する事。
- (8) 被災状況及び応援部隊の活動に係る記録に関する事。
- (9) その他必要な事項に関する事。

2 地区指揮隊の活動

要請側消防本部からの要請に基づき、指揮本部長の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における地区応援部隊の指揮活動を行うものとし、主な活動内容は次のとおりとする。

- (1) 広域消防応援隊現地指揮本部の設置及び運営に関する事。
- (2) 地区応援部隊の活動管理に関する事。
- (3) 地区応援部隊の後方支援に関する事。
- (4) 地区応援部隊の安全管理に関する事。
- (5) 指揮支援本部との連絡調整及び活動等の報告に関する事。
- (6) 被災状況及び地区応援部隊の活動に係る記録に関する事。
- (7) その他必要な事項に関する事。

3 支援隊の活動

被災地における応援部隊の活動を長期間可能とするため、支援活動を行うものとし、主な活動は次のとおりとする。

- (1) 資機材等の輸送に関する事。
- (2) 燃料の補給に関する事。
- (3) 食料等の調達及び準備に関する事。
- (4) 宿営地の設置及び運営に関する事。
- (5) 火災調査に関する事。
 - ア 実況見分の支援 発掘、写真撮影、図面作成
 - イ 損害調査の支援 損害額、焼損程度、死傷者
 - ウ 聞き込みの支援 出火原因等に係る情報収集
 - エ 各種判定の支援 出火建物、出火箇所、出火原因
- (6) その他必要な事項に関する事。

4 指揮及び部隊運用

指揮及び部隊運用は、次のとおりとする。

- (1) 応援部隊の指揮は、指揮本部長の命令等に基づき広域消防応援隊長等が行うもの

とする。

(2) 応援部隊の運用は、地区応援部隊単位を原則とする。ただし、指揮本部長から特に指示がある場合は、その指示に基づく部隊運用とする。

(3) 指揮本部長は、長時間の活動に備え、交代要員の確保に努めるものとする。

5 誘導員の配置

指揮本部長は、応援部隊の迅速な現場到着を図るため、集結場所に誘導員を配置するものとする。

6 現地活動用地区の準備

要請側消防本部は、応援部隊の活動を円滑に行うため、被災地周辺の地図を準備することとし、要望があった場合には速やかに配布を行うものとする。

7 応援部隊に対する指示事項

指揮本部長は、応援部隊が到着した場合は、広域消防応援隊長等に次の事項を指示して消防活動にあたらせるものとする。

(1) 災害の状況

(2) 活動方針

(3) 活動中の応援隊の隊数及び活動概要

(4) 応援部隊の活動範囲及び任務

(5) 使用無線周波数

(6) 安全管理上の留意事項

(7) その他必要な事項

第28 応援要請解除

応援要請解除は、次により行うものとする。

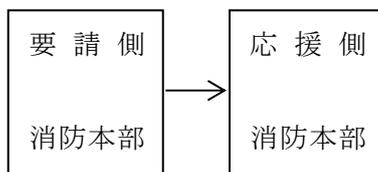
1 応援要請解除の協議

応援要請を解除する場合は、指揮本部長、指揮支援隊長及び広域消防応援隊長等が協議するものとする。

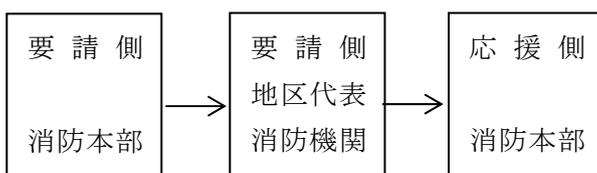
2 応援要請解除の連絡系統

応援要請解除の連絡系統は、次のとおりとする。

(1) 第1要請



(2) 第2要請



(3) 第3要請



3 応援要請解除の連絡方法

応援要請解除の連絡方法は、次のとおりとする。

- (1) 応援要請解除の連絡は、別表3のとおりとし、ファクシミリ又は電子メールで行う場合は、協定覚書第4条第2項に定める広域応援要請解除通知書により行うものとする。
- (2) 応援要請解除の連絡窓口は、別表4のとおりとする。
- (3) 応援要請解除の連絡方法は、第17-2-(3)（災害情報の連絡方法）の要領によるものとする。

第29 現場引揚げ

指揮支援隊長及び広域消防応援隊長等は、指揮本部長の指示により、次に掲げる事項を報告した後、引揚げるものとする。

- 1 応援部隊の活動概要
- 2 隊員の負傷の有無
- 3 車両、機械器具の損傷及び活動中の異常の有無
- 4 その他必要な事項

第4章 航空応援

第1節 応援要請

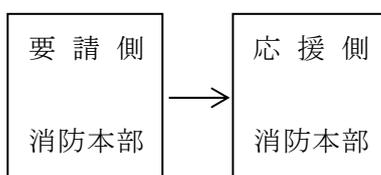
第30 応援要請の事前措置

応援側消防本部は、航空応援要請の必要が予測される場合は、第17（応援要請の事前措置）に定める措置を講じるものとする。ただし、陸上応援に基づく同措置を行っている場合は、この限りでない。

第31 応援要請

市町等は、航空応援要請を行う決定をした場合は、次によるものとする。

- 1 応援要請の基準
航空隊の応援を必要とする災害とする。
- 2 応援要請の連絡系統
応援要請の連絡系統は、次のとおりとする。



- 3 応援要請の連絡方法
第17-2-(3) (災害情報の連絡方法) の要領によるものとする。
- 4 応援要請の通知事項
応援要請の通知事項は、広域応援要請連絡書に掲げる事項とする。
- 5 情報連絡
要請側消防本部及び応援側消防本部は、航空応援に係る応援の状況、災害の状況等について相互に情報連絡に努めるものとする。

第32 要請側消防本部の事前準備等

航空隊の応援を要請する場合は、次の事項を準備又は整備しておくものとする。

- 1 離着陸場の確保
- 2 通信体制の整備
- 3 消火薬剤等の確保
- 4 離着陸場への職員派遣体制の整備
- 5 搭乗員の指定
- 6 その他必要な事項

第2節 応援

第33 航空隊派遣に係る事前準備

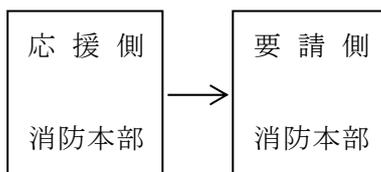
要請側消防本部の災害情報を受け、応援隊の派遣が予測される場合は、次の措置を講じるものとする。

- 1 応援の事前検討
第21-2-(1) (応援の事前検討) に掲げる事項とする。
- 2 応援準備
第21-2-(2) (応援準備) に掲げる事項とする。

第34 派遣決定通知

市町等は、航空隊の派遣を決定した場合は、直ちに次の方法により連絡するものとする。

- 1 派遣決定通知の連絡系統
派遣決定通知の連絡系統は、次によるものとする。



- 2 派遣決定通知の連絡方法
派遣決定通知の連絡方法は、第22-2 (派遣決定通知の連絡方法) によるものとする。

る。

3 派遣決定通知の通知事項

派遣決定通知の連絡方法は広域応援派遣決定連絡書に掲げる事項とする。

第35 応援要請解除

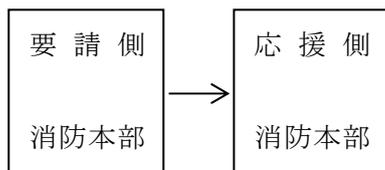
応援要請解除は、次により行うものとする。

1 応援要請解除の協議

第28-1（応援要請解除の協議）によるものとする。

2 応援要請解除の連絡系統

応援要請解除の連絡系統は、次のとおりとする。



3 応援要請解除の連絡方法

応援要請解除の連絡方法は、第28-3（応援要請解除の連絡方法）の要領によるものとする。

第5章 訓練

第36 訓練の実施

迅速かつ円滑な応援を行うため、本マニュアルに基づく訓練を実施するものとする。

第37 訓練の実施方法

総括代表消防機関及び地区代表消防機関を中心に消防本部の相互協議により実施するものとする。

第38 訓練の体系

訓練の体系は、別表9のとおりとする。

第39 訓練の規模

訓練の規模は、次のとおりとする。

- 1 隣接する消防本部（第1要請の範囲）で行う訓練
- 2 地区内の消防本部（第2要請の範囲）で行う訓練
- 3 2以上の地区（第3要請の範囲）で行う訓練
- 4 その他の訓練

第6章 その他

第40 応援の始期及び終期

応援の始期及び終期は、次のとおりとする。

1 応援の始期

応援の始期は、応援隊が消防庁舎から出動した時点とする。なお、応援隊が消防庁舎外にある場合は、応援出動指令を受け出動した時点とする。

2 応援の終期

応援の終期は、応援隊が消防庁舎に帰庁した時点とする。

第41 応援の中断

応援側消防本部は、応援隊の派遣を中断する特別な事情が生じた場合は、第22-1（派遣決定通知の連絡系統）の連絡系統によりその旨を連絡し、中断することができるものとする。

第42 応援が長期にわたる場合の協議及び報告

1 消防関係機関合同会議の設置

指揮本部長は、現地における災害活動が長期にわたる場合、円滑な災害活動ができるよう、次により消防関係機関合同会議を設置することができる。

(1) 設置の目的

活動方針の決定や調整及び災害情報の提供・情報交換等を行い、もって災害活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(2) 開催の時期

災害の状況に応じ、必要と認められる場合は随時開催できるものとする。

(3) 会議の構成機関

- ア 北海道（総務部危機対策局危機対策課）
- イ 指揮本部長
- ウ 指揮支援隊長
- エ 広域消防応援隊長等
- オ その他必要と認められる消防関係機関の長

(4) 協議事項

- ア 災害状況
- イ 活動方針
- ウ 応援部隊の派遣状況
- エ 応援部隊の出動状況
- オ 応援部隊の活動状況
- カ 応援部隊の縮小・引揚げ
- キ その他必要と認められる事項

2 指揮本部長への報告

応援側消防本部は、次により応援隊の派遣、活動等について、指揮本部長に報告するものとする。

(1) 応援部隊の派遣（様式第6号）

- (2) 応援部隊の出動（様式第7号）
- (3) 応援部隊の活動（様式第8号）
- (4) 燃料・消耗品等現地調達物品（様式第9号）

第43 帰庁報告

応援側消防本部は、応援隊が消防庁舎に帰庁した場合は、速やかに第22-1（派遣決定通知の連絡系統）の連絡系統により報告するものとする。

第44 応援活動の報告

協定覚書第10条に定める応援活動の報告は、速やかに行うものとする。

第45 災害概要の作成

要請側消防本部は、消防活動終了後速やかに災害概要（第1要請の災害を除く。）を作成し、消防本部に通知するものとする。

第46 応援隊、連絡窓口等の情報交換

消防本部は、次により毎年、4月1日現在における応援隊及び資機材の情報交換を行うものとする。

1 情報交換を行う項目

- (1) 登録応援隊（様式第10号）
- (2) 登録資機材（様式第11号）
- (3) 連絡窓口（様式第12号）
- (4) 無線周波数別保有状況（様式第13号）

2 情報交換の方法

- (1) 消防本部は、応援隊及び資機材について、4月15日までに地区代表消防機関に通知し、地区代表消防機関は、地区内の応援隊及び資機材を取りまとめ、4月末日までに総括代表消防機関に通知するものとする。
- (2) 総括代表消防機関は、消防本部の応援隊及び資機材を取りまとめ、地区代表消防機関を経由して5月末日までに消防本部に通知するものとする。

附 則（平成29年4月27日）

このマニュアルは、平成29年4月27日から施行する。

附 則（令和2年3月23日）

このマニュアルは、令和2年7月1日から施行する。

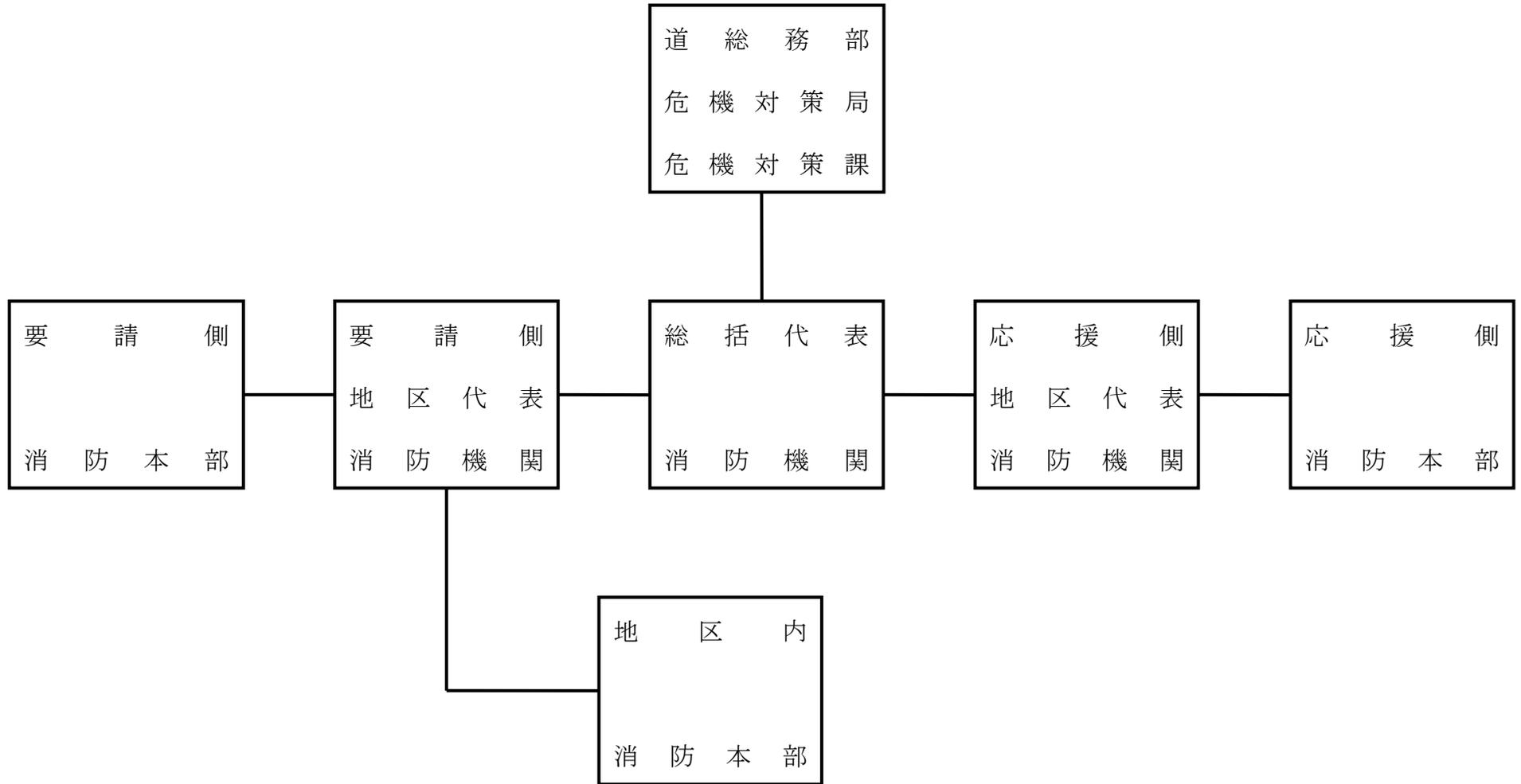
構 成 消 防 本 部 等

総括代表消防機関	地 区	地 区 代 表 消 防 機 関	構 成 消 防 本 部
全国消防長会北海道支部 支部長所在消防本部	道西地区	全国消防長会北海道支部道西地区協議会 会長所在消防本部	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、 南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
	道南地区	全国消防長会北海道支部道南地区協議会 会長所在消防本部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振行政事務組合、 胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、 日高西部消防組合
	道央地区	全国消防長会北海道支部道央地区協議会 会長所在消防本部	小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内 市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山 ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、 滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川 地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
	札幌地区	全国消防長会北海道支部 支部長所在消防本部	札幌市
	道北地区	全国消防長会北海道支部道北地区協議会 会長所在消防本部	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務 組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留 萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組 合、南宗谷消防組合
	道東地区	全国消防長会北海道支部道東地区協議会 会長所在消防本部	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組 合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広 域事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組 合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とかち 広域消防事務組合

総括代表消防機関の代行優先順位

優先順位	地 区	地 区 代 表 消 防 機 関
1	道央地区	全国消防長会北海道支部道央地区協議会 会長所在消防本部
2	道北地区	全国消防長会北海道支部道北地区協議会 会長所在消防本部
3	道南地区	全国消防長会北海道支部道南地区協議会 会長所在消防本部
4	道西地区	全国消防長会北海道支部道西地区協議会 会長所在消防本部
5	道東地区	全国消防長会北海道支部道東地区協議会 会長所在消防本部

連 絡 系 統



連 絡 窓 口 一 覧 表

日中・夜間別	連 絡 窓 口	電 話 番 号	F A X 番 号	メー ル ア ド レ ス	地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	防 災 光 回 線 (I P)	衛 星 携 帯 電 話
日 中							
夜 間 ・ 休 日							

(消防本部)

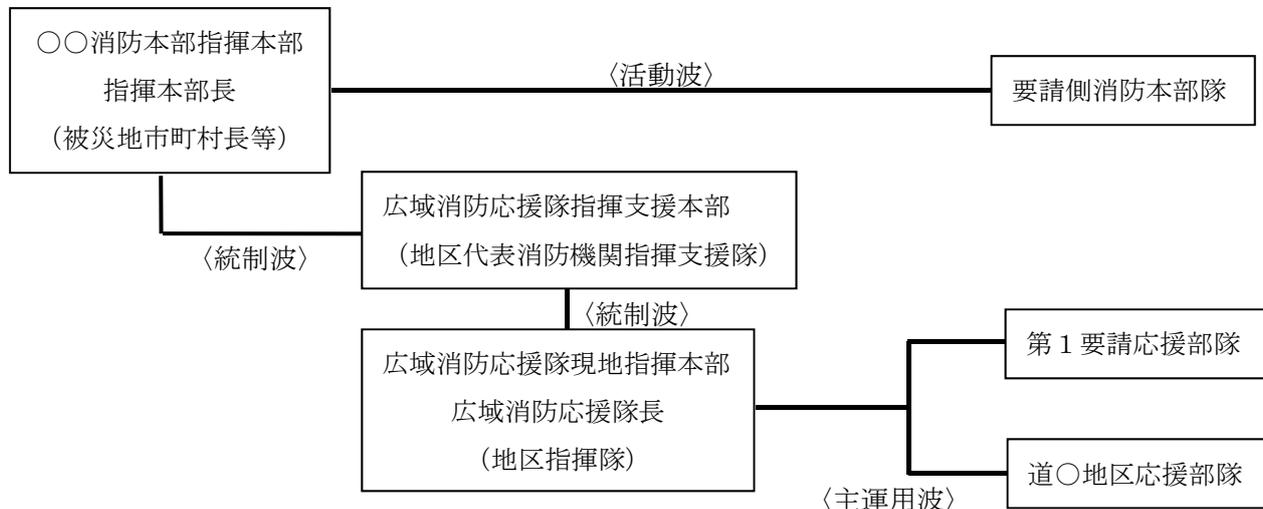
地区	消 防 本 部 名	日中・夜間別	連 絡 窓 口	電 話 番 号	F A X 番 号	メー ル ア ド レ ス	地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	防 災 光 回 線 (I P)	衛 星 携 帯 電 話
道 西 地 区	函 館 市	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	森 町	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	八 雲 町	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	長 万 部 町	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	渡 島 西 部 広 域 事 務 組 合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	南 渡 島 消 防 事 務 組 合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	檜 山 広 域 行 政 組 合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
道 南 地 区	室 蘭 市	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	苫 小 牧 市	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	登 別 市	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	白 老 町	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	西 胆 振 行 政 事 務 組 合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	胆 振 東 部 消 防 組 合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	日 高 東 部 消 防 組 合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	日 高 中 部 消 防 組 合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	日 高 西 部 消 防 組 合	日 中 夜 間 ・ 休 日							

地区	消 防 本 部 名	日中・夜間別	連 絡 窓 口	電 話 番 号	F A X 番 号	メー ル ア ド レ ス	地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	防 災 光 回 線 (I P)	衛 星 携 帯 電 話
道 央 地 区	札幌地区 札幌市	日中 夜間・休日							
	小樽市	日中 夜間・休日							
	夕張市	日中 夜間・休日							
	美唄市	日中 夜間・休日							
	江別市	日中 夜間・休日							
	三笠市	日中 夜間・休日							
	千歳市	日中 夜間・休日							
	歌志内市	日中 夜間・休日							
	恵庭市	日中 夜間・休日							
	北広島市	日中 夜間・休日							
	石狩北部地区消防事務組合	日中 夜間・休日							
	羊蹄山ろく消防組合	日中 夜間・休日							
	岩内寿都地方消防組合	日中 夜間・休日							
	北後志消防組合	日中 夜間・休日							
	滝川地区広域消防事務組合	日中 夜間・休日							
	岩見沢地区消防事務組合	日中 夜間・休日							
	深川地区消防組合	日中 夜間・休日							
	砂川地区広域消防組合	日中 夜間・休日							
	南空知消防組合	日中 夜間・休日							

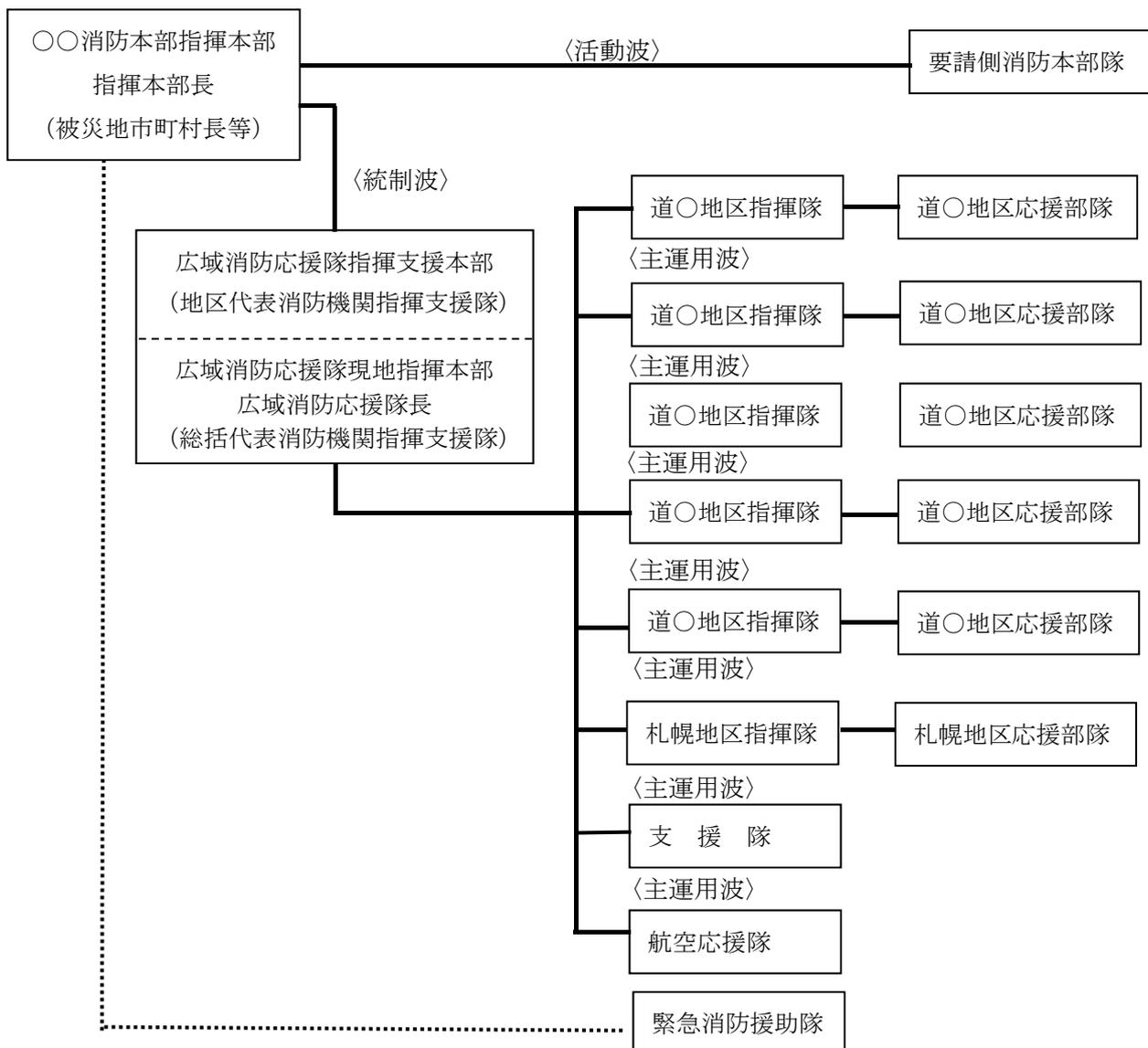
地区	消 防 本 部 名	日中・夜間別	連 絡 窓 口	電 話 番 号	F A X 番 号	メー ル ア ド レ ス	地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	防 災 光 回 線 (I P)	衛 星 携 帯 電 話
道 北 地 区	旭 川 市	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	増 毛 町	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	上川北部消防事務組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	士別地方消防事務組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	大雪消防組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	富良野広域連合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	北留萌消防組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	留萌消防組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	稚内地区消防事務組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	利尻礼文消防事務組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	南宗谷消防組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
道 東 地 区	釧 路 市	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	根 室 市	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	網走地区消防組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	北見地区消防組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	紋別地区消防組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	遠軽地区広域組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	美幌・津別広域事務組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	斜里地区消防組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	釧路北部消防事務組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	釧路東部消防組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	根室北部消防事務組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							
	とち広域消防事務組合	日 中 夜 間 ・ 休 日							

指揮及び通信体制

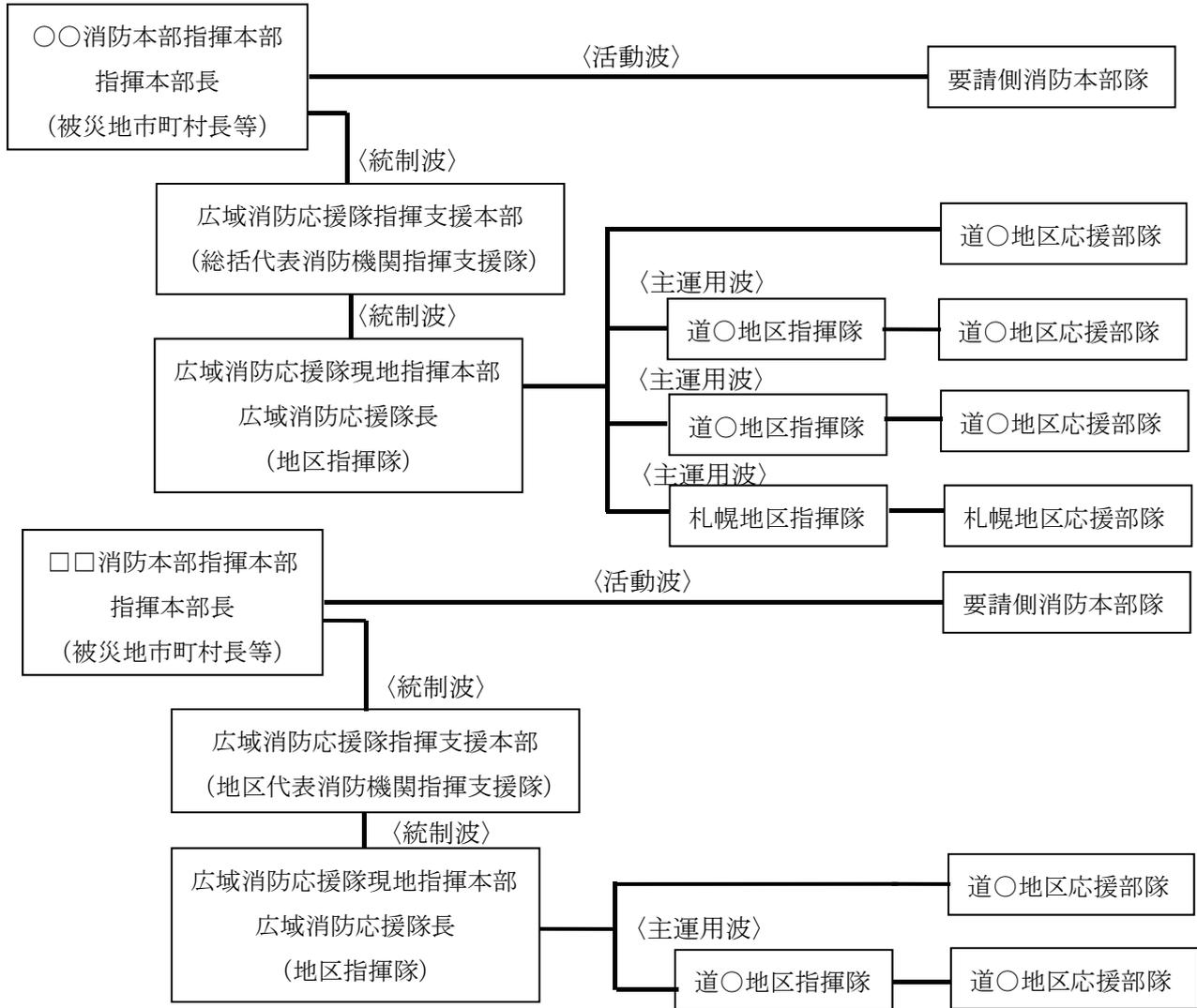
1 第2要請



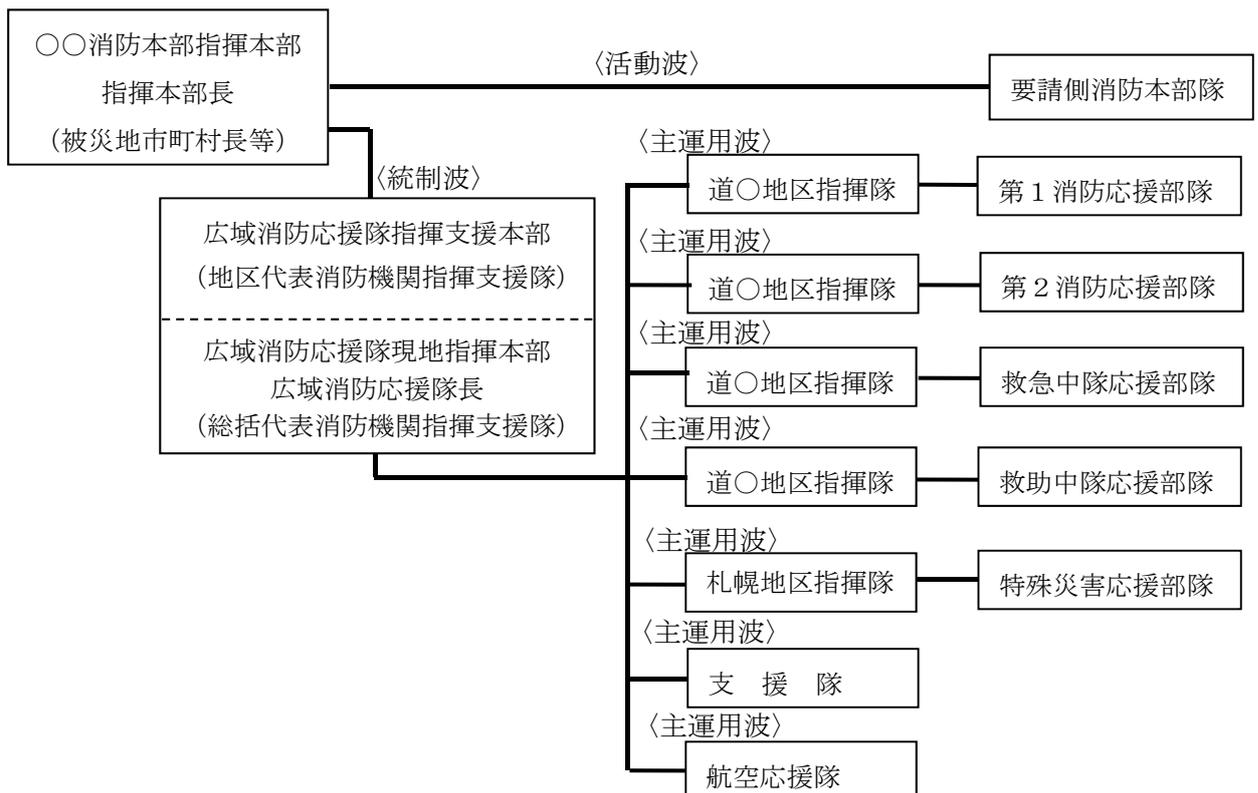
2 第3要請



【参考1】 第3要請（複数本部での指揮体制）



【参考2】 第3要請（任務別指揮体制）



消 防 救 急 デ ジ タ ル 無 線 周 波 数 別 保 有 状 況

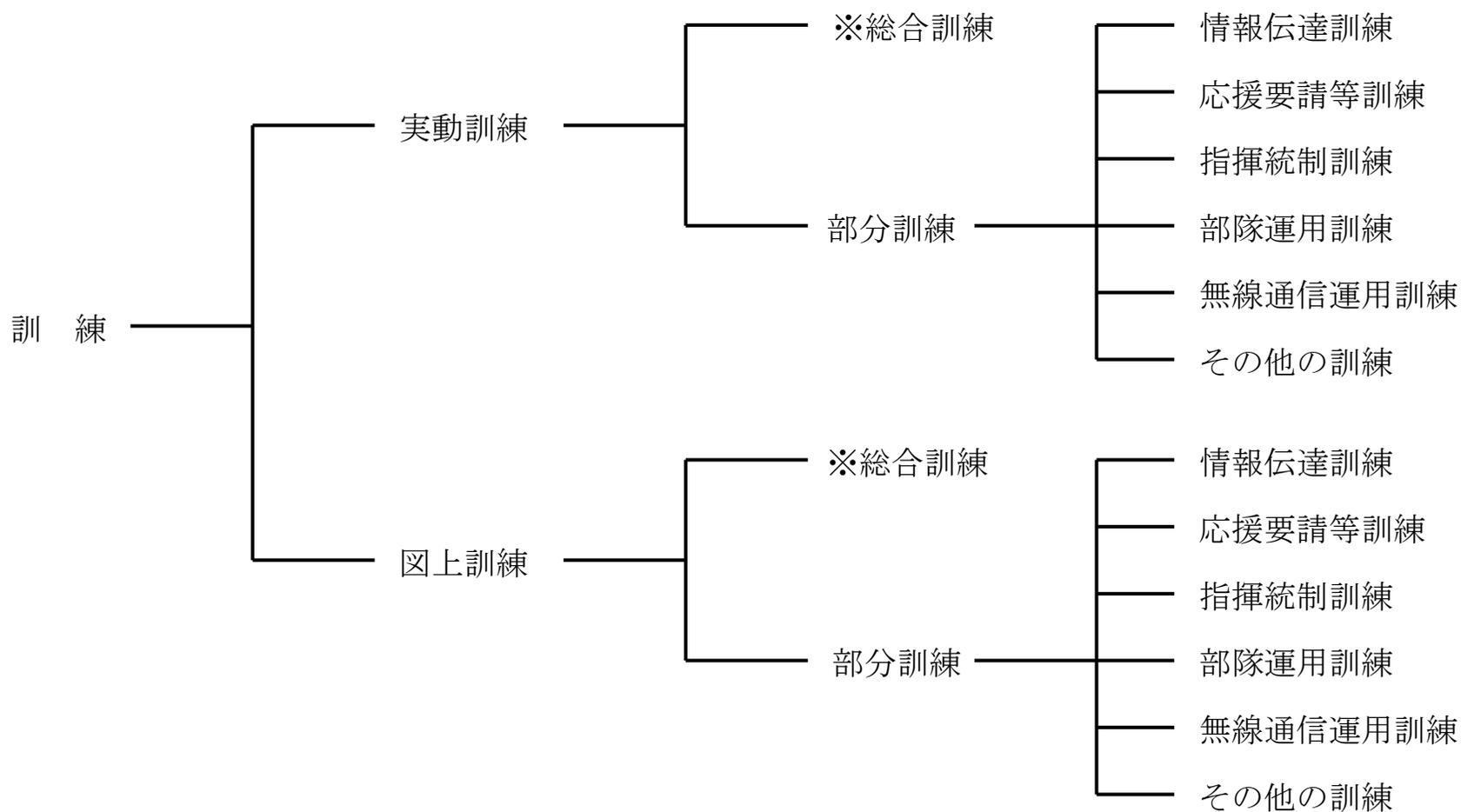
地区	消 防 本 部 名	基 地 局 呼 出 符 号	統 制 波			主 運 用 波
			1	2	3	
道 西 地 区	函 館 市					
	森 町					
	八 雲 町					
	長 万 部 町					
	渡 島 西 部 広 域 事 務 組 合					
	南 渡 島 消 防 事 務 組 合					
	檜 山 広 域 行 政 組 合					
道 南 地 区	室 蘭 市					
	苫 小 牧 市					
	登 別 市					
	白 老 町					
	西 胆 振 行 政 事 務 組 合					
	胆 振 東 部 消 防 組 合					
	日 高 東 部 消 防 組 合					
	日 高 中 部 消 防 組 合					
	日 高 西 部 消 防 組 合					
道 央 地 区	札幌地区 札 幌 市					
	小 樽 市					
	夕 張 市					
	美 唄 市					
	江 別 市					
	三 笠 市					
	千 歳 市					
	歌 志 内 市					
	恵 庭 市					
	北 広 島 市					
	石 狩 北 部 地 区 消 防 事 務 組 合					
	羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合					
	岩 内 寿 都 地 方 消 防 組 合					
	北 後 志 消 防 組 合					
	滝 川 地 区 広 域 消 防 事 務 組 合					
	岩 見 沢 地 区 消 防 事 務 組 合					
	深 川 地 区 消 防 組 合					
	砂 川 地 区 広 域 消 防 組 合					
	南 空 知 消 防 組 合					

※ 保有する無線周波数欄に「○」を記入すること。

地区	消防本部名	基地局呼出符号	統制波			主運用波
			1	2	3	
道北地区	旭川市					
	増毛町					
	上川北部消防事務組合					
	士別地方消防事務組合					
	大雪消防組合					
	富良野広域連合					
	北留萌消防組合					
	留萌消防組合					
	稚内地区消防事務組合					
	利尻礼文消防事務組合					
	南宗谷消防組合					
道東地区	釧路市					
	根室市					
	網走地区消防組合					
	北見地区消防組合					
	紋別地区消防組合					
	遠軽地区広域組合					
	美幌・津別広域事務組合					
	斜里地区消防組合					
	釧路北部消防事務組合					
	釧路東部消防組合					
	根室北部消防事務組合					
	とち広域消防事務組合					

※ 保有する無線周波数欄に「○」を記入すること。

訓 練 の 体 系



※ 総合訓練は、部分訓練の2以上について行う訓練をいう。

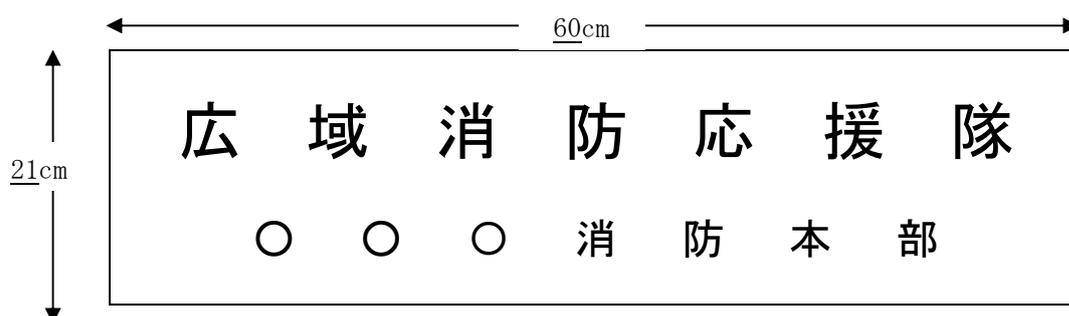
応 援 車 両 標 示 シ ー ト

1 車両への標示

広域応援に派遣する車両には、「広域消防応援隊」の標示を掲出する。

【標示】

標示シートの掲出及び大きさは、おおむね次のとおりとする。



2 仕 様

- (1) シート ~ 地は白色、ラミネート加工等の雨風措置を講ずること。
- (2) 文字 ~ 「広域消防応援隊」は赤色文字、「〇〇〇消防本部」は黒字
- (3) 字体 ~ ゴシック体
- (4) 取付方法 ~ 車両の前面（フロント）又は両側面に取付けるものとする。
(テープ等で落下防止措置を講ずること)
- (5) その他 ~ 標示シートはA4横サイズを2枚繋ぎ合わせも可とする。

応援部隊編成連絡表

総括・地区指揮支援隊編成

要請区分	代表 消防機関	指揮支援隊長	応援本部名	派遣人員	派遣先	派遣経路 到着予定時間
(地区代表消防機関記載欄) 第 2 要 請 発信時間〔 時 分〕 担当者〔 〕	地区代表 消防機関	【指揮支援隊長】 階級・氏名 ()消防本部 呼出符号 () 電話番号 ()				【派遣経路】 到着予定時間 時 分頃
(総括代表消防機関記載欄) 第 3 要 請 発信時間〔 時 分〕 担当者〔 〕	総括代表 消防機関	【指揮支援隊長】 階級・氏名 ()消防本部 呼出符号 () 電話番号 ()				【派遣経路】 到着予定時間 時 分頃

地区指揮隊編成

要請区分	代表 消防機関	広域消防応援隊長	応援本部名	派遣人員	派遣先	派遣経路 到着予定時間
(地区代表消防機関記載欄) 第 2 要 請 発信時間〔 時 分〕 担当者〔 〕	地区代表 消防機関	【広域消防応援隊長】 階級・氏名 ()消防本部 呼出符号 () 電話番号 ()				【派遣経路】 到着予定時間 時 分頃
第 3 要 請 発信時間〔 時 分〕 担当者〔 〕	総括代表 消防機関	【広域消防応援隊長】 階級・氏名 ()消防本部 呼出符号 () 電話番号 ()				【派遣経路】 到着予定時間 時 分頃

地区編成部隊

発信地区代表消防機関	隊名	指揮体制等	応援本部名	指揮者 階級・氏名	応援隊の種別・隊数	派遣経路 到着予定時間
(地区代表消防機関記載欄) 第2要請 地区代表消防機関 発信時間〔 時 分〕 担当者〔 〕	地区 応援部隊	【広域消防応援隊長】 階級・氏名 ()消防本部				【派遣経路】 【到着予定時間】 時 分頃
		【地区指揮隊】 呼出符号 () 電話番号 ()				
(地区代表消防機関記載欄) 第3要請 地区代表消防機関 発信時間〔 時 分〕 担当者〔 〕	地区 応援部隊	【地区指揮隊長】 階級・氏名 ()消防本部				【派遣経路】 【到着予定時間】 時 分頃
		【地区指揮隊】 呼出符号 () 電話番号 ()				

- 【種別】 ①指揮支援車 ②指揮隊車 ③ポンプ車 ④水槽付ポンプ車 ⑤梯子車 ⑥屈折梯子車 ⑦化学車 ⑧大型化学車 ⑨大型高所放水車
 ⑩泡原液搬送車 ⑪大型水槽車 ⑫電源照明車 ⑬高発泡車 ⑭大型動力付ポンプ車 ⑮コンテナ式ホース延長車 ⑯林野火災工作車
 ⑰救助工作車 ⑱救助工作車Ⅱ ⑲救助工作車Ⅲ ⑳ウォーターカッター車 ㉑大型ブロアー車 ㉒特殊災害対応車
 ㉓大型除染システム搭載車 ㉔津波・大規模風水害対策車 ㉕水難救助隊 ㉖救急車 ㉗ヘリコプター ㉘支援車 ㉙拠点機能形成車
 ㉚連絡車 ㉛無線中継車 ㉜資機材搬送車 ㉝人員輸送車 ㉞燃料補給車 ㉟火災調査 ㊱その他の車両

北海道広域消防相互応援協定派遣隊一覧表

月 日 時 分 現在

指揮本部長								
消防長		(消防本部)						
指揮支援隊長		(消防本部)						
広域消防応援隊長		(消防本部)						
派遣地域	活動拠点場所	最高指揮者 又は地区指揮隊長	派遣隊			計		
			消防本部名	隊名	人員	本部数	隊数	人員
合計	消防本部		隊			名		

注) 欄内※ ～ 本日交替予定

様式第9号

年 月 日

(要請側消防長)

様

(応援側消防本部)

消防本部

担当 _____ TEL _____

現地調達物品（車両等燃料・消耗品）報告書

年 月 日北海道広域消防相互応援協定により応援出動し、現地において下記のとおり物品を調達しましたので、報告します。

記

1 調達期間 年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

2 調達物品及び経費内訳

種 別	品 名	数 量	経 費 総 額	調 達 理 由
燃 料	軽 油	リットル	円	
	ガ ソ リ ン	リットル	円	
	灯 油	リットル	円	
	そ の 他 ()	リットル	円	
消 耗 品			円	
合 計				円

※ 提出時は、必要に応じて物品種別ごとに別添様式（燃料関係又は消耗品関係）を作成し、それぞれ調達物品の納品書等を添付すること。

3 その他必要事項

様式第9号（別添一燃料関係）

現地調達物品報告書（内訳一覧表）

（応援側消防本部）

燃料種別 [軽油・ガソリン・灯油・その他（ ）]

消防本部

No.	月日	消防本部	車両(機器)名称・登録番号等	数量	単価	金額(税込)	購入会社名	添付書類
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）
	/			リットル	円	円		・納品書 ・他（ ）

※1 燃料種別のいずれかに○を付け、種別ごとに作成すること。

※2 添付書類は、品名・数量・金額・会社名等の購入事実が確認できる納品書等とすること。

様式第9号（別添一消耗品関係）

現地調達物品報告書（内訳一覧表）

（応援側消防本部）

消防本部

No.	月日	品名	数量	単価	合計金額 (税込)	購入会社名	添付書類
	/			円	円		・納品書 ・他()
	/			円	円		・納品書 ・他()
	/			円	円		・納品書 ・他()
	/			円	円		・納品書 ・他()
	/			円	円		・納品書 ・他()
	/			円	円		・納品書 ・他()
	/			円	円		・納品書 ・他()
	/			円	円		・納品書 ・他()
	/			円	円		・納品書 ・他()
	/			円	円		・納品書 ・他()
	/			円	円		・納品書 ・他()
	/			円	円		・納品書 ・他()
	/			円	円		・納品書 ・他()
	/			円	円		・納品書 ・他()
	/			円	円		・納品書 ・他()

※1 一回で複数の物品を購入した場合は、物品ごとに品名・数量・単価について記載するものし、その他の項目については一つの欄に記載すること。

※2 添付書類は、品名・数量・金額・会社名等の購入事実が確認できる納品書等とすること。

消 防 救 急 デ ジ タ ル 無 線 周 波 数 別 保 有 状 況

年 月 日 現在

地区	消 防 本 部 名	基 地 局 呼 出 符 号	統 制 波			主 運 用 波
			1	2	3	
道 地 区						

※ 保有する無線周波数欄に「○」を記入すること。